

申請内容に不備等がある場合、応募期限の17時までに修正し、再提出してください。
再提出できなければ、奨学金の申請を受理することができません。
国際教育推進課での確認に時間を要しますので、期限前に余裕を持って申請してください。

Rotary Yoneyama Memorial Foundation

公益財団法人 ローター米山記念奨学会

2026 学年度 ロータリー米山記念奨学生募集要項

日本の大学・大学院在籍者対象

公益財団法人 ローター米山記念奨学会は

日本全国のロータリークラブ会員の寄付金を主な財源として
勉学、研究を志して日本に在留している外国人留学生に対し
奨学金を支給し支援する、民間最大の国際奨学団体です。

ロータリークラブとは

地域の人々の生活を改善したいという情熱をもって社会に役立つ活動に力を注いでいる、献身的な人々の世界的ネットワークです。異なる職業の人々が地域でロータリークラブという会合を持ち、職業を通して社会の発展と国際平和に貢献することを目的に活動している団体です。1905年アメリカ・シカゴで発足し、今では200以上の国と地域に広まり、クラブ数36,531、会員数1,163,048名(2025年6月23日RI公式発表)に成長しています。日本では1920年に、東京で初めてロータリークラブが設立されました。現在、日本ではクラブ数2,194、会員数83,759名(2025年5月末現在)に達しています。

応募締切：2025年8月26日（火）17:00 時間厳守
岡山大学 国際交流・留学支援HPから岡山大学moodleにて応募

I はじめに

1 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との架け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのため求められる奨学生の資質は「①学業」、「②異文化理解」、および「③コミュニケーション能力」における熱意や優秀性にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

- ①学業 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。
- ②異文化理解 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。
- ③コミュニケーション能力 人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。

2 特長

奨学金による支援だけでなく、ロータリークラブによる世話クラブとカウンセラー制度があります。米山奨学生は、世話クラブの例会（会合）に毎月1回以上出席し、カウンセラーやロータリークラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との心のふれあいを通して真の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

3 奨学期間終了後も続くネットワーク(学友会活動)

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友(元米山奨学生)同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。

ロータリー米山記念奨学会学友会(元米山奨学生同窓会)は日本国内に33団体、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、マレーシア、ミャンマー、ベトナムにあります。

Ⅱ ローターリー米山記念奨学会の誕生とその歴史

1 約 8 万人のロータリアンが支援

ロータリアン米山記念奨学事業（以下「米山奨学事業」と表記）は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家、米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年に東京ロータリークラブで始められたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967年、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て財団法人ロータリアン米山記念奨学会となり、また、新公益法人制度の施行に伴い、2012年1月4日をもって公益法人へ移行しました。ロータリアン米山記念奨学金は日本のロータリアンからの寄付によって支えられています。

2 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した米山梅吉氏（1868－1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー（カリフォルニア州）、ウェスレアン大学（オハイオ州）、シラキュース大学（ニューヨーク州）で8年間の苦学の留学生活を送りました。

帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソロピー（Philanthropy）*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。

また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”の精神を身をもって行いつつ、そのことについて多くを語らない陰徳の人でした。

3 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く1952年、東京ロータリークラブの会員によって「米山基金設立」の構想が立てられました。そして、世界に“平和日本”の理解を促すことを願って募金が始められました。このようにして、東京ロータリークラブから始まった事業は、その後日本国内全クラブの合同事業として発展しました。

設立以来、累計で奨学金支給者数2万4千人を超え、国籍別では134の国と地域となりました。

* Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン（愛）」と「アンソロポス（人類）」から由来している。
人類愛・博愛などと訳され、今日では「社会貢献」と訳される。

1 募集と選考の方法

奨学生の募集および申込みは、留学生奨学金担当者（以下「学校担当者」と表記）を通して行われる。日本のロータリーは 34 地区で組織・構成され、各地区に選考委員会（以下「地区選考委員会」と表記）を設けている。地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、被推薦者数を提示し、学内選考によって相応しい学生の推薦を募るシステムで募集を行う。指定校は地区選考委員会にて毎年協議され、8 月初旬に公表される。指定校から推薦を受けた応募者に対し、地区選考委員会が書類審査・面接選考を実施する。面接は原則として日本語で行われる。なお、~~連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなし、その在籍校からの推薦が必要となる。また、複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる。いずれも指定校になっていることが条件となる。~~

岡山大学からの推薦人数：9名
推薦人数であり、採用人数ではありません。

2 募集人員

新規採用約 680 名（新規採用は継続者の辞退により変動がある）

3 対象

以下の項目に該当する者とする。ただし、平日夜間および土日のみの授業又は通信教育課程を受講する者は対象外とする。

- ① 2026 年 4 月に、文部科学省が所管する日本の大学・大学院に在籍又は在籍予定の外国人留学生であること。
- ② 日本の大学・大学院の学位取得を目的としている者。
- ③ 長期履修学生制度の学生、研修生、研究生、6 か月未満の短期留学生などの、非正規学生でないこと。

4 応募資格

岡山地区追加事項：
日本語運用能力があり、日本語での意思疎通ができる者。

以下の (1) ～ (5) の項目に該当する者とする。

(1) 国籍とビザについて

- ① 採用年の 4 月に日本以外の国籍を有する者。日本国籍を含まない重国籍および無国籍は日本以外の国籍とみなす。
- ② 採用年の 4 月に、勉学または研究のための在留資格「留学」で日本に在留している者、または日本の大学に在学中で法務大臣から「難民」の認定を受けている者、「避難民」の認定を受けている者で日本に在留している者とする。

※条件付き応募について：応募段階で、前述に該当せず変更予定の場合は、2026 年 3 月 25 日までに、変更後の在留カード（PDF データ）を提出することを条件に応募できる。

(2) 指定校推薦制度

指定校は、地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、当会が承認をする。申込者は、指定校に 2026 年 4 月に在籍、進学、編入し（連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなす）、その指定校の推薦を受けた者。~~複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる。~~指定

校は文部科学省が所管する大学を対象とする。

入学、編入学を予定し、複数の学校を併願している場合は、1つの大学からの推薦のみ受け付ける。

岡山地区追加事項：

被推薦者には、2026年4月に学部4年目、修士課程2年目、博士課程3年目、医/歯/薬学部6年目、医学系博士課程4年目に在籍する学生が望ましい。

(3) 在籍課程・学年

学部課程 2026年4月に学部課程3・4年(医・歯・獣医学部は5・6年)に在籍する者には、応募資格がある。

大学院修士課程 2026年4月に修士課程1・2年に在籍する者には、応募資格がある。

大学院博士課程 2026年4月に博士課程2・3年(医・歯・獣医学系博士課程は3・4年)に在籍する者には、応募資格がある。

※ 上記と同等とみなされる課程・学年在籍者に応募資格を与える。

※ 修士課程3年制、法科大学院、専門職大学院、薬学部、薬学研究科、医学系「工学」専攻などは、修業年限によって対象学年が異なる場合がある。

※ 留年により、申請書にある4月の課程、学年から変更となる場合は申込資格を失う。飛び級の予定があるときは、その飛び級後の課程、学年で申請すること。

(4) 学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

(5) 年 齢

1981年4月2日以降に生まれた者(採用年の4月1日時点で45歳未満の者)。

(6) 他の機関からの奨学金との二重受給の禁止

OU-SPRING、惑星物質研究所奨学金等も奨学金に含まれます。これらの奨学金に応募予定がある人は応募できません。

① 当会からの奨学金は、他の機関からの奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金など(以下「他奨学金」と表記)と同時に受けることはできない。ただし、地方自治体による学習奨励金(在住の留学生全員が受給の対象となるもの)、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金・報奨金・賞金、および授業料免除(減額)、入学金免除(減額)またはそれに相当する学校の奨学金、研究に直接必要な費用のみを用途とする研究助成は他奨学金とみなさない。また、留学生受入れ促進プログラム(文部科学省外国人留学生学習奨励費)は、他奨学金として併給を認めない。なお、申込時に、他奨学金を受給していても申し込みは可能であるが、予定する奨学期間に二重受給となる場合は、合格後にどちらか一方に選択する必要がある。

② 研究に直接必要な費用以外を含む研究助成もしくは、授業料免除(減額)、入学金の免除(減額)またはそれに相当する奨学金以外の学校の奨学金などは、受給額によって判断する。大学・大学院年額:57万6千円未満(「留学生受入れ促進プログラム」旧文部科学省外国人留学生学習奨励費相当額に満たない受給額)は併給を認める。それ以上は認めない。複数の受給がある場合は総額の受給額を対象とする。

③ 貸与型奨学金等、併給を認める。

④ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップなどによる報酬、地域の国際交流協会などによる地域交流活動費は、二重受給とはみなさない。ただし、「確約書」で定められている奨学生としての義務を果たすことを条件とし、果たせない場合は奨学金が打ち切られる。

⑤ 当会奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には当会の奨学生としての資格が取り消され、他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

種 類	併給の有無
a. 他奨学金	×金額に関係なく併給を認めない。 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）は、他奨学金とし、併給を認めない。
b. 地方自治体による全留学生対象の補助金・奨励金・奨学金	○併給を認める
c. 地方自治体による選ばれた者のみの補助金・奨励金・奨学金	×併給を認めない
d. 授業料免除・授業料減額、入学金免除、入学金減額 または相当する学校の奨学金	○併給を認める
e. 一時的な褒賞金・報奨金・賞金	○併給を認める
f. 研究助成（研究に直接必要な費用のみ用途とする）	○併給を認める
g. d. e. f. にあたらない学校による研究助成、奨学金など	△年額受給費によって判断する。 ○金額<57万6千円 ×金額≥57万6千円
h. 貸与型奨学金	○併給を認める。 返済義務が明確なものに関しては、給与するものではないとみなして、併給を認める。
i. ティーチングアシスタント、リサーチアシスタント、インターンシップなどによる報酬、地域の国際交流協会などによる地域交流活動費	○併給を認める。 「確約書」で定められている奨学生としての義務を果たすことを条件とし、果たせない場合は奨学金が打ち切られる。

疫病、自然災害、政情不安等を事由とする有事の際の金銭的援助は、上記には該当しない場合がある。奨学会へお問い合わせください。

(7) 米山奨学金の非重複性

過去に米山奨学金を受給した者には、応募資格はない。

(8) ロータリー米山記念奨学生の義務

以下、奨学生としての義務を果たせることが応募条件となる。

- ①米山奨学生は、採用ロータリー地区に所在する指定された世話クラブの例会へ毎月1回以上出席する。
- ②年2回、奨学生レポートを提出する。
- ③例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をする。
- ④その他、奨学生の「確約書」に記載されている確約事項を遵守する。

(9) 採用年度の4月以降に、出国・休学を予定する者について

奨学生は、出国、休学に関する規程により、出国、休学の日数に制限がある（確約書参照）。留学等の目的で、採用年度の4月以降に、制限の日数を超える出国、休学を予定する者は、奨学生の義務が果たせないものとみなし応募資格を認めない。応募時点で出国、休学を予定していな

岡山地区追加事項：

- ・ロータリー活動に関心を持ち、積極的に行事参加し、ロータリー会員と交流する意欲を持つ学生。
- ・ロータリー米山記念奨学生・米山学友として将来に亘って交流を続け、母国と日本の架け橋として友好親善に務める意欲を持つ学生。

いは応募資格は認めるが、合格内定後の4月以降に制限の日数を超える出国、休学することを決めたときは、直ちに、奨学金を辞退する旨を届出しなければならない。4月に行われるオリエンテーションを受けて正式に奨学生になった後に制限以上の出国、休学を申し出た場合であっても、出国、休学の予定がオリエンテーション前に決定していたときは、採用が取り消され、支給された奨学金を遡って返還しなければならない。

5 奨学金額と奨学期間

(1) 奨学金額

当会の奨学金は、給付型奨学金であり返還義務がない。

奨学金種類	奨学金額
学部課程ロータリー米山記念奨学金	月額 10 万円
修士課程ロータリー米山記念奨学金	月額 14 万円
博士課程ロータリー米山記念奨学金	

学部・修士一貫制の場合は、最終2年間を対象とし、修了後修士号取得となるため、修士課程と同等の奨学金額とする。

(2) 奨学金支給期間

採用された際の学年、および在籍課程への入学月によって奨学期間が異なる。在籍課程へ9、10月に入学している場合は、以下のとおり奨学期間が短縮される(終了年月は、各大学の課程修了年月によって異なる場合がある)。期間途中で課程を修了する場合はその修了年月で奨学期間が終了する。5年一貫制の博士課程の場合は、博士課程前期を修士課程、後期を博士課程とみなす。学部・修士一貫制の場合は、修業年限が大学により異なり、学部と修士の区分が不明瞭であることから、課程別に分けず、修業年限最終2年間を対象とする。

【4月入学】

2026年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合	2年間	2026年4月	2028年3月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合	1年間		2027年3月

【9・10月入学】

2026年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合	9月入学 : 1年5(6)か月	2026年4月	9月入学 : 2027年8(9)月
	10月入学 : 1年6か月		10月入学 : 2027年9月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合	9月入学 : 5(6)か月		9月入学 : 2026年8(9)月
	10月入学 : 6か月		10月入学 : 2026年9月

* 4月以外の入学の場合、奨学期間が短くなる。

* 休学した期間がある場合も、最長2年間の奨学期間となる。

6 応募手続について

(1) 応募方法 *個人による当会への申込書の送付、持参は受け付けません。

- ~~申込者は、申込用紙を米山奨学会ホームページ(https://www.rotary-yoneyama.or.jp/)からダウンロードし、必要事項を記入の上、学校の該当窓口へ提出する。~~
- ~~学校担当者は、以下①から④の申込書類等の記載内容を点検・確認し、全員の書類をとりまとめて専用 WEB 画面で申込申請を行う。発送は受け付けません。⑤、⑥のみ、申込締切の 10 月 15 日後の提出を受け付け、2 月 25 日までアップロードが可能となる。~~

(2) 必要書類と提出に際しての注意

申込書類は、以下の通り。申込者が手書きで日本語ですべて記入すること。記入は黒インク又は黒のボールペンではっきりとご記入ください。読み取れない場合は、その用紙が選考資料から外れます。

<p>① 米山記念奨学生申込書</p>	<p>本人が記入した内容を学校担当者が専用 WEB 画面に入力する。</p>
<p>② 顔画像データ 3か月以内に撮影したもの。上半身正面像縦4.0cm × 横3.0cmで1MB以内。 写真店などで受け取ったデータまたはスマートフォン向け証明写真作成アプリケーションを利用した画像データなどを学校担当者に提出すること。 本人確認の写真となるため、画像加工はしないこと。</p>	<p>学校担当者は、申請登録の際、jpeg、png、gif形式で左記のサイズ、容量で専用 WEB 画面からアップロードする。</p>
<p>③ 経歴書</p>	
<p>④ 指導教員からの推薦状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者、編入学者は、原則として、入学・編入学先の教員でなく、現在の指導教員による推薦状を提出する。ただし、以下の場合は、入学・編入学先の指導教員またはこれに準ずる教員による推薦状の提出を認める。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 申込時に社会人で、学校に所属していないとき 2) 直近の所属校が母国で入手困難なとき ・学部生は、「指導教員またはこれに準ずる教員」とする。 ・推薦状は、原則指定用紙に記入し、1枚に収める。また、指導教員またはこれに準ずる教員の署名(自筆)を必須とする。Wordで作成する場合も必ず手書きの署名を入れる。 ・指導教員は、書面による推薦状を厳封し、被推薦者を介して学校担当者に渡すこと。 推薦状のデータをメールで送る場合は、パスワードを付け、被推薦者を介さずに指導教員から直接学校担当者に送信すること。 <p>※日本語でない場合は、原則学校で訳をつけてください。</p>	<p>学内選考の結果は、9月5日(金)までに応募者全員にメールで通知します。 推薦が決定した人は、9月25日(木)17:00までに、国際教育推進課窓口にての応募書類の提出が必要です。 以外はメールでの提出不可。指定のフォームは以下URLから確認できます。 http://www.rotary-yoneyama.or.jp/</p>
<p>⑤ 研究計画書(当会所定用紙使用)</p> <p>800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：学部生「現在の学習・履修状況または計画」 大学院生「大学院での研究予定または現在までの研究状況」</p> <p>※現在学部生でも、大学院への進学予定者は大学院生のテーマで記入すること。 ※生成AIの使用は不可とする。</p>	
<p>⑥ 小論文(当会所定用紙使用)</p> <p>800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：「なぜ、留学先に日本を選んだのか。日本留学を終えた後の将来計画」</p> <p>※生成AIの使用は不可とする。</p>	
<p>⑦ 日本における前年度の成績表、あるいは提出可能な最近の成績表</p> <p>海外の学校から日本の学校へ入学予定で、日本の成績表が出ない場合、または学校の制度によりまだ成績が出ない場合は不要。面接に間に合う場合は会場に持参し提出。それ以降は受け付けません。成績表という名称でなくても成績、単位取得が確認できるものであれば良い。</p>	<p>学校担当者がPDF化し、WEB専用画面でアップロードする。</p>

<p>⑧ 在留カード（被推薦者本人を証明するもの） 写真の付いている面の PDF データ。文字がはっきり見えるもの。 応募時に「4 応募資格の(1)国籍とビザ」を満たさず、更新または変更予定の場合は、一旦現在の在留カード（写）を提出し、後日最新のものを出し、在留カード取得前の場合は、提出できない理由と提出予定日を書いた書面を提出し、取得後に、在留カード（写）を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留期間：在留期限が 2026 年 4 月 1 日以降。 ・国籍：日本国籍以外（「4 応募資格の(1)国籍とビザ」を満たすこと） ・在留資格：留学（難民、避難民はこの限りでない） ・難民認定を受けているものは「難民認定証明書」と「在留カード（在留資格：定住者）」を提出する。 ・「避難民」の場合は、「避難民であることの証明書」または「パスポート（上陸許可証印の下に避難民のスタンプが確認できるもの）」等証明となる書類と「在留カード（特定活動、定住者等）」の写しを提出する。 ・申込締切後の「在留カード」、「難民認定証明書」の提出は、2026 年 3 月 25 日までにアップロードする。 	<p>学校担当者が PDF 化し、WEB 専用画面でアップロードする。</p>
<p>⑨ 合格通知・編入学許可書 2026 年 4 月に編入学予定、入学予定の者は、以下AあるいはBのいずれかを提出する。</p> <p>A. 編入学許可書の PDF B. 合格通知書の PDF</p> <p>すでに 2025 年 9、10 月に入学している者は提出不要。 申込書に記入した 2026 年 4 月在籍予定校（学部・研究科、専攻）に不合格になった者は、学校担当者を通して当会へ連絡すること。この時点で応募資格を失う。</p>	<p>学校担当者は、入手でき次第、アップロードする。提出の最終期限は 2026 年 3 月 25 日。ただし、修士 1 年合格者に関しては事情により期限を考慮する場合がある。</p>

必要書類以外(指導教員以外の推薦状や研究資料など)は、受理しない。送付された場合は、審査の対象としない。

(3) 申込締切

応募締切：2025年8月26日（火）17:00 時間厳守

~~締切：2025年10月15日~~

被推薦者は、2026 年 4 月に在籍(進学、編入)する指定校の担当者へ各指定校の定める学内募集期間内に申込書類を提出する。学内選考後、学校担当者は、選ばれた被推薦者の書類を期限内に専用 WEB 画面にて登録申込みを完了する。

* 連合大学院に属する学生は、直接指導を受けている(通学している)大学を在籍校とみなす。
その在籍校が指定校となっている事が条件となり、その指定校から申込みをする。

7 選考試験

学内選考後、推薦された申込者で応募資格を満たす者は、12 月から翌年1月にかけて該当するロータリー地区が日本国内で実施する面接試験を受けなければならない。

- (1) **案内:** 指定校担当者宛に、2025 年 11 月下旬～12 月下旬通知
※指定校担当者専用 WEB 画面にて公表。地区によっては地区からも案内が發送される。
- (2) **対象者:** 被推薦者全員。
- (3) **日程・場所** 推薦を依頼したロータリー地区で選考試験が実施される。
2025 年 12 月初旬～翌年 1 月末日の間に実施する。地区によって日時場所が異なり、学校担当者は専用 WEB 画面から確認ができる。11 月中旬頃から報告の早い地区から順にアップデートしていく。被推薦者は、学校担当者から日時・場所などが伝えられる。

(4) 選考試験について

面接試験。面接は原則として日本語で行われる。地区によって筆記試験を実施する場合がある。

※合格した場合の奨学期間内に、休学・留学を予定している場合は面接で申し出てください。

※連合大学院に属する学生の場合、直接指導を受け通学している大学を在籍校とみなす。

8 選考結果発表

選考内定結果は、12月中旬～2月初旬頃に、**決定地区順に指定校担当者専用 WEB 画面にて公表**すると共に、**3月末**までに合格結果が**学校担当者あてに送付される**。複数の地区から推薦依頼があった学校には、地区ごとに通知が送付される。**学校担当者は、合格者に合格通知を配付する**。また、不合格者のみの学校へは郵送はせず、メールにて**3月末まで**に不合格を連絡する。

結果発表後、合格内定者は、3月1日までにWEB上で奨学金を受給する旨の回答と連絡先などの登録を行う。WEB上の登録方法は、WEBでの合格内定公表の際、案内する。「辞退届」は、原則3月1日までに提出しなければならない。事情により3月1日時点で辞退するかどうか未定の場合は、一旦、受給する旨の回答と連絡先などの登録を行うものとし、辞退することを決定したら、速やかに奨学会に「辞退届」を提出する。なお、地区内で合格者（または合格内定者）が辞退した場合、4月に開催される地区のオリエンテーションに出席できる補欠者から繰り上げて合格者（または合格内定者）とする。合格者（または合格内定者）は、オリエンテーションに出席できなければ無資格とする。

* 合否に関する問い合わせには、一切答えない。

~~* 応募資格、応募方法に関する問い合わせは、以下奨学会までご連絡ください。指定校担当者専用 WEB 画面にある「学内選考の目安」に関しては地区へお問い合わせください。~~

~~公益財団法人 ロータリー 米山記念奨学会~~

~~Tel (03) 3434-8681 Fax (03) 3578-8281~~

~~メール gakumu@rotary.yoneyama.or.jp~~

奨学生番号:

奨学生氏名:

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学金支給期間	
奨学金種類・金額	

確 約 書

私は、ロータリー米山記念奨学生(以下「奨学生」)に選ばれたことを誇りに思い、ロータリー及び公益財団法人ロータリー米山記念奨学会(以下「奨学会」)の理想とする国際理解と親善と平和の理念のもとに、奨学生としての義務と責任を誠実に果たすことを約束します。ついては、以下のことを理解し、予め承諾します。

- 奨学生の義務である次のことを行います。これらの義務を怠ったときは、正当な事由がない限り、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。
 - 世話クラブの例会に月1回以上出席し、会員との交流に努める。
 - 奨学会、ロータリー地区、世話クラブ又はカウンセラーから連絡を受けたときは、速やかに応答する。
 - 毎年9月及び翌年2月に「米山奨学生レポート」を提出する。
 - 卓話(スピーチ)を依頼されたときは誠実に行う。
 - ロータリー地区及び世話クラブの行事に参加する。
- 奨学生について奨学会が定めた以下の規則を守ります。規則に違反したときは、奨学金の支給が打ち切られることを了解します。なお、これらの規則の内容は予めオリエンテーションで説明を受けたので、理解しています。
 - 「出国に関する規程」(出国が認められる期間を年間通算60日とし、やむを得ない理由があるときは、「年間通算60日を超える離日申請」を奨学会に提出した場合に限り年間通算90日まで認めるとするもの)
 - 「休学・復学に関する規程」(休学は、兵役等の特別の理由がある場合を除き、185日まで認めるもの)
 - 「留学に関する規程」(留学は、通算185日まで認めるもの)
- 奨学生として、以下の場合は奨学金の支給が終了することを了解します。
 - 在籍校又は奨学生採用時の在籍課程を変更したとき
 - 停学若しくは退学の処分を受け、又は除籍されたとき
 - 学業成績不良により留年したとき
 - 他の機関からの奨学金又はこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき(二重受給期間中の奨学金は奨学会へ返済する)
 - 奨学生としてふさわしくない行為があったとき
 - 就職が決定し、正式に就労を開始するとき
 - 在留資格を「留学」(地区奨励奨学生については「研修」及び「文化活動」を含む。)以外に変更したとき、または在留資格を取り消されたとき。ただし、就職を目的に在留資格を変更し、かつ奨学期間中に給与が発生しないときは、これに限らない。「難民」もしくは「避難民」の認定を受けた者は、認定が取り消され在留資格を失ったとき。
 - 奨学期間内に、当該課程を修了したとき又は学位を取得したとき
- 奨学期間終了後もロータリーとの絆を大切に、世話クラブやカウンセラーとの交流を継続します。また、連絡先の変更があったときは、専用サイトから報告します。

20 年 月 日

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中
奨学生署名(日本語でご記入ください)